

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人九州盲導犬協会

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人九州盲導犬協会（以下「本協会」という。）定款第 14 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、月額で報酬を支払うことができる。また常勤役員のうち、使用人を兼務する役員に対しては使用人としての給与を支給することができる。
- 3 常勤役員には、年 2 回賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第 6 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬等の額の決定)

第 4 条 本協会の常勤役員の報酬月額及び賞与は、(別表) 常勤役員の報酬月額及び賞与に定める金額以内とし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第 5 条 定例報酬の支給日、支払方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職 3 年以上の役員が退職した場合に支給する。支給額は退職時月額報酬額に対し、在職期間の年数（1 年単位とし、端数は月割りとする。1 月未満は 1 月に切り上げる。）を乗じて得た金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

3 前項の退職時月額報酬額とは、役員報酬と使用人給与の合計額をいう。

(費用)

第 7 条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第 8 条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

2 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 常勤役員の報酬及び賞与

報酬月額 50 万円までの範囲内

賞与年額 150 万円までの範囲内